HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソヴェト社会主義共和国連邦の領水制度について
Author(s)	鈴木, 旭
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 10(3), 229-245
Issue Date	1959-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/23077
Type	bulletin (article)
File Information	10(3)_P229-245.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ソヴェト社会主義共和国連邦の領水制度について

鈴　木　　旭
（北海道大学水産学部水産経営学教室）

The Territorial Waters in the USSR

Akira SUZUKI

Abstract

This paper describes the concept of "territorial waters" as held in the USSR and the laws governing those waters of the USSR. The material is treated under the following heading:

I. The concept of "territorial waters" in the international law of the USSR.

1) The legal chracter of territorial waters.

2) The extent of territorial waters.

3) The base points for reckoning the measurement of territorial waters.

II. The regulations of "territorial waters" in the laws and international treaties of the USSR.

1) Terms employed in relation to the territorial waters.

2) Laws governing the territorial water.

3) Dellimitation and measurement of the territorial waters.

Generally speaking, the regulation of the territorial waters in the USSR may be summarized as follows:

1) The territorial waters exist under the sovereignity of the USSR as territory.

2) The extent of those waters covers 12 miles from the lowest tide line, unless there are special exceptions under the international treaties of the USSR.

はしがき

我が国の遠洋漁業には，周知のように，北太平洋の母船式サケマスカニ漁業，南氷洋，北洋の母船式捕鯨業，太平洋，印度洋等のカツヲマグロ漁業，東海，黄海，南シナ海のトロール機船底曳網漁業等が主要なものとしてあげられているが，これらの遠洋漁業は，近年，停滞，或は減少傾向を示している沿岸，沖合漁業とは対蹠的に，漁獲量は，昭和28年の505819トンから，同32年の919327トンへと増加しており，又，各年度の総漁獲量に占める比率も，昭和27年には11.1%であつたものが，同32年には17%となつて，我が国の水産業に於て占める地位は一層重要なものとなりつゝある。[1)]

だが，これらの遠洋漁業は，広く公海を操業区域としているが，諸外国の近海に於ても操業する結果，最近では諸外国の漁業政策によつて大きな影響を蒙ることになつている。例えば，第二次世界戦争以後，例のトルーマン宣言（1945年9月28日）が現れて以来，自国の領水に接続する広大な海域を自国漁業の為に確保しようとする主張は，メキシコ，アルゼンチン，チリー等の中南米諸国によつてもなされ，特に，李ラインにからむ漁場紛争は，後を断たないばかりか，一層険悪な様相を呈している。

これらのことは，海洋に対する，特に，漁業に対する各国の関心が，戦後急速に高まつたことを示すと共に，これらのことは，海洋利用に関する国際的な規範が早急に確立されねばならぬことをも示しているのである。勿論，このような試みは，既に1930年の国際連盟によるハーグ国際法編纂会議以来，1956年のジュネ

ープ国連国際法委員会に至るまで，数多くの国際会議によつて続けられてきたのであるが，不幸にして，何れも充分な解決をみるにいたつていない。

従つて，国際的海洋をその活躍舞台としている我が国の遠洋漁業は，差当，国際条約，或は国内諸法規による規則を遵守することは勿論ながら，諸外国の法令，或は諸規制措置を充分考慮することも必要となつている。もとより，我々は，諸外国における慣行，或は規制措置が，直ちに国際法上妥当な原則として認められるものとはみなしていないが，海洋の国際的平和利用の規範を確立しようと望む限り，諸外国の慣行を充分検討することは有意義なことゝ考えられる。

本稿は，北洋漁業をはじめ北海道北方海域の漁業において，特に深い関係をもつソヴェト連邦の領水制度について纒めたものであるが，こゝでは，ソヴェト連邦の領水はどのようなものとして考えられ，且，法律的には如何なる内容をもつものであるかということについて述べた心算りである。

本稿を纒めるにあたり，領水問題に関係するソヴェトの文献，資料には充分あたることができなかつたがこの為，多くの点でA・H・ニコラエフの著作，「国際法における領水問題」(Проблема территориальных вод в международном праве.) を参考にした。又，巻末の附録．領水に関係するソヴェト法令，並に条約は上記著作に掲載されたものの中，現在効力をもつている法令，条約を選出したものであることを附記し併せてA・H・ニコラエフ氏に謝意を表する次第である。

I ソヴェト国際法学における領水の概念

1 領水の法的地位

今日の国際法学では，領水を沿岸国の主権の下に従属するもの，或は，沿岸国の国家領域の一部分とみなす説と，単に，いくらかの管轄権が行使される場に過ぎないとする説がある。だが，この領水の法的地位に関する支配的な見解は，今日では，前者のものと云いうるだろう。この種の見解は，例えば，「国家領域は領海と称せられる海域を含む」とした，1952年の領海制度に関する「フランソア報告」[2] 及び，「国家主権は当該国の沿岸に近接し，領海として叙述された海帯に及ぶ」[3] と規定した，1956年の国連国際法委員会の「海洋法」等にも示されているのである。

ソヴェト国際法学も，この問題については，領水を沿岸国の国家領域とする前者の見解に統一されているようであつて，我々の入手した文献も，概ね，この見解と一致している。

例えば，B・H・ドルドネルフスキー教授は，この点について，「領水（領海，沿岸海）は国家の沿岸にあり，且，その国の主権下にある一定の巾をもつ海域である。……領水は国家領域の一部分であり，沿岸国の主権に従属する」[4] と述べている。又，B・N・リソフスキーは，「岸から一定の距離において沿岸国の岸に接し，その国の主権の下にある海域は領水と名付けられる」[5] としている。この種の統一的見解を示すものとして考えられるものに，ソヴェト法学会の代表者等によつて，執筆，編集された法律学辞典の見解があるが，これには，「領水は沿岸国の海岸，或は，内水面の外縁に拡がり，その国の主権下にあり，且，その国の国家領域の一部分を構成している，一定の巾をもつ海域である」[1] と述べられている。

もしも沿岸国が自国の領水に対して主権をもつならば，或は，領水が沿岸国の国家領域の一部分であるとするならば，沿岸国は，その水域内の諸資源に対し，独占的権利をもつことは勿論のこと，他のあらゆる権利をも排他的に行使しうることは疑問の余地がないところである。この点については，ソヴェト国際法学も，「領水において沿岸国は，その国の主権に由来する任意の権利を行使することができる」[7]。「国家はその主権に基き，領水内にあり，且，活動しているものに対し，その国の法律，裁判権，及び指令に服従させることができる」ものとみなしている。たゞこの場合，領水に対し行使する沿岸国の主権は，「国際条約，或は諸国家によつて承認された国際慣習に基く場合のみ制限され得る」ものとしている。[9]

こゝに云う「諸国家によつて承認された国際慣習」とは，領水中を通航する外国船舶に与えられる「平和航行権」(Право мирного проход 一般には無害航行権) のことである。この「平和航行権」について，

多くの国際法の著作には，領水内の主権は，外国商船，軍艦の，無害航行権によつて制限されていることが述べられており，これに基いて，外国船舶は，商船のみならず軍艦も予告なしに，領水を通航することができるものとしている。

だが，ソヴェト国際法学では，「平和航行権」は，一般商船のみに適用されるものであつて，外国軍艦はこれを享受できないことが強調されている。即ち，「平和航行権」を外国軍艦にも与えることは，「侵略的国に対し，「平和航行権」を口実に，国家の主権を侵害し，沿岸国に対し敵対的行為をしかける可能性を与えることになるので，沿岸国は，その国の主権に基き，自国の安全保障の目的をもつて，自国の領水内えの外国軍艦の立入許可規準を制定しなければならない」[10] としている。

又，一般船舶に対してゞも，その通航が無害であり，且，その通航が航海慣習から国際航路と認定される場合には「平和航行権」は認められるが，その船舶の通航が，たとえ無害なものであつても，それが国際航路とみなしえない場合は，当該国は，その通航を禁止し得るものとしている。[11]

上述の如く，ソヴェト国際法学では，領水は国家領域の一部分であり，従つて，この海域には陸上領土と同じく，排他的な諸権利を行使しうるものとしているが，同時に，これらの諸権利は，国際条約，或は，広く承認された国際慣習による場合は制限されうるものとしている。これらのことは，どのように理解されるであろうか。それは，結局のところ，国家主権についての次のようなソヴェト国際法学の見地が反映されているものと考えられる。

国際法を支える基本理念が，国際間の平和維持にあることは云う迄もないが，ソヴェト国際法学は，現代の二大陣営が対立する国際社会に於ても，両体制間の，即ち，社会主義体制と資本主義体制間の平和的共存と国際的協力関係の発展は可能であるとするレーニン主義の命題に基いている。そて又，ソヴェト国際法学は，この平和的共存と協力関係の発展は，社会経済体制の差異にかゝわりなく，国際社会で広く承認された諸原則，即ち，民族自決，主権平等，そして，内政不干渉等の民主的な諸原則が遵守される条件の下でのみ維持されるものとしている。[12] このことから，ソヴェト国際法学では，国家主権の厳格な擁護が強調されているが，これと共に，この主権は，国際間の相互扶助と，協力関係を発展させる上で必要とされるときは，一定の規準と部分において，制限されるものとみなされている。[13]

それ故，以上の如きソヴェト国際法学の原則的な観点を領水問題に類推すると，領水は主権に従属し，且その国の領域とされるものであつても，国際間の相互扶助と，協力関係を発展させる上において，領水の国際的利用が望まれる場合には，領水に対するその国の主権をも部分的に制限し得るものと解することができよう。

又，上述の如き，国際的協力関係の発展に奉仕するものとは考えられない外国軍艦の領水内の通航，及び国際航路と認定し難い海域における一般船舶の通航に対し，制限を加えようとする見解も，以上のような，ソヴェト国際法学の立場からは当然のことのように考えられる。

2　領水の巾

領水の巾は，今日，きわめて常識的に3マイルと考えられているが，これは国際法上確立された原則でもなければ，国際慣習として普く諸国家によつて承認されているものでもない。確に3マイル主義をとる国は過去，現在を通じて，多数存在するが，国によつては，4マイル，6マイル，9マイル，12マイル等を採用しており，サルヴァドルの如きは，自国の領水として200マイルを宣言しているものもあつて，各国の慣行は極めて多様である。それ故，国際法上，領水の巾を統一的に制定しようとする試みは，この事実を反映して，最も困難な問題となつており，この間の事情は，度重なる国際法編纂の試みが何れもこの問題によつて不成功に終つていることにも示されているのである。

3マイル主義は，今日では最も有力なものであつて，イギリス，日本，アメリカ等の海洋国によつて支持され，且，これらの国が，国際法上，最も妥当な原則として統一的に制定することを主張してきたものであ

る。この論拠としては，例えば，1930年のハーグ国際法編纂会議のイギリス代表は，公海自由の原則は国際社会に於て広く承認された原則であり，「3マイル領域は，自由な航海の為に最も好ましい限界である」こと，領海3マイル主義は，「活躍している世界の船舶総トン数の約30%を占有する諸国によつて，既に実行され，且，賛成されている国際的な原則である」[14]と述べている。

これに対してソヴェト国際法学は，領水の巾を統一的に定めた国際法上の規定は存在しないこと，国際慣習に於ては，領水の巾が，沿岸国自身により，その国の経済上，国防上の諸利益の考慮の下に3マイル〜12マイルの範囲内で定められていることを指摘し，「領水の範囲に関する問題は，沿岸国の排他的な権利に属し，その国の経済と国防上の必要に応じ，同時に国際的海上航行の重要性を考慮して，その国によつて決定される」[15]ものとしている。

ソヴェト国際法学のこの原則的な考え方は，既に1930年のハーグ国際会議におけるソヴェトオヴザーバーの発言にも示されている。此の点に関して，彼は，「もしも現代の実証的国際法の内容（состояние）を，それが諸国家の法令，条約，及び外交文書中に現れているものとして，そのまゝ採用するならば，所謂，領水，特別水域における沿岸の権利の及ぶ範囲についての見解では，著しい相異を容認しなければならない。これらの権利の行使は，総ての点で，或は若干の点で，3，4，6，10，或は12マイルの範囲内で容認される。或るものによつて主張され，或るものによつて反駁される歴史的，理論的根拠は，これらの事実と，国家にとつて自国の何らかの必要を保障する為の現実的，且，緊急な必要性に対し反対することはできない」[16]と述べている。これによつてソヴェトオヴザーバーは，国際法の一般的な規準として，領水の巾を画一的に定めたものはないこと，従つて，この問題については，現存する諸国家の慣行を考慮しなければならず，又，これら水域における沿岸の必要性を度外視し得ないことを指摘している。

一方，3マイル主義に対するソヴェト国際法学の批判は，極めて厳しいものであるが，例えば，A・H・ニコラエフは，前述の3マイルを主張したイギリス代表の発言に対して，世界各国の船舶所有トン数によつて3マイル主義の普遍性を説く見解は，領水の巾を定めるにあたつては，最も強力な海洋船隊をもつている諸国，即ち，米英がそれを決定しなければならないということを示すものであつて，領水について最も重大な関心を持つている沿岸国の諸利益を全く無視したものであることを指摘し，更に続けて，3マイル主義を主張する英米，及びその他の帝国主義的海洋国は，まるで海洋自由の原則を擁護するかの如くにみせかけて実は，これら帝国主義的海洋諸国の拡張政策，即ち，外国沿岸における海洋資源の掠奪，軍事的偵察，排発，威嚇等の敵対活動の口実を構えようとするものであるとしている[17]

ソヴェト領水は，周知の如く，12マイルとされているが，これは以上述べたソヴェト国際法学の見地からも明らかなように，ソヴェト連邦自身の国民経済と国防上の要請によつて決定されたものである。然るに，このソヴェトの12マイルの領水に対し，「ソ連の国内法規には領海の範囲に関し，その主張を具体化した規定は見当らないし，ソ連国際法学者の国際法に関する著書にも，領海の範囲を明らかにしたものは見当らない。このことは領海の範囲を規定することによつて生ずるであろう紛争を回避し，その結果，招来される諸外国の圧迫を未然に防止しようとしたものと一般にみられている」[18]と説くものがある。

このうち，国内法規についてふれた点は後に述べるので，ここでは，それらが全く事実に相異することを指摘するに止めるが，ソヴェト国際法学者云々として述べられていることについて若干とりあげることにしよう。

確に，引用文に示されている如く，ソヴェト国際法学の著書には，領水の巾は何マイルとすべしという規定は述べられていない。だが，このことは，引用文の著者のように，直ちに，故意に不明確にしているものだとは断定できない。ソヴェト国際法学では，領水の巾を決定するのは沿岸国自身であつて，夫々の国が自国の経済上，軍事上の諸利益に基いて決定すべきであるという見解をとつているのであるから，画一的に何マイルと定めうる筈がない。ソヴェト国際法学がこの問題について述べていることは，上述の如く原則的な考え方である。従つて，ソヴェト領水の12マイルにしても，これは，ソ連邦の立法機関が，自国の経済上，

軍事上の諸要請によつて定めたものである限り，ソヴェト国際法学の観点とは完全に一致しているものであり故意に不明確にしているとは理解出来ない。事実，我々が知りえたこの問題に関する著書には，上述の観点が示され，同時に，ソヴェト領水は12マイルと定められていることが述べられている。又，引用文が述べている不明確さの原因としてあげている「領海の範囲を規定することによつて生ずるであろう紛争回避云々」は，ソヴェト国際法と，現実の国際社会におけるソ連邦の位置を無視した謬見といゝうるだろう。

3　領水の起算点

領水の巾を測定するに際して，その起算点を海岸の最大干潮線に求める方法は，世界各国においても，広く採用されているものであるが，これと共に，ノールウェ等の如く，極端に入込んだ断崖と暗礁によつて海岸線が形成されている国では，大陸，島嶼，断崖上の一定の点に引かれた基本線から測定される，所謂，基本直線法（The stright base-line method）が採用されている。

ソヴェト国際法学は，この問題に関しても，巾の問題と同じく，国際法として単一の基準を制定することには反対しており，この問題の決定は沿岸国の権限に属するものとしている。たゞこの場合，普通の海岸線を持つところでは，最大干潮線から測定することを支持しており，特に，前述のスカンジナビヤ半島の如き特殊な海岸線をもつところでは，それに応じた起算点を定めてもよいものとしている。[19]

領水測定の起算点が沿岸国に属するということの当然の結果として，種々の起算点が考えられるが，これについて，H・A・ニコラエフは，上述の2方法の外に，「1951年5月29日付のプリアムール県管内の漁業規則」で採用されている沿岸の定着氷縁をあげており，これは，海岸線が周年氷にとざされている海岸では今後においても充分採用され得るものとしている。[20]

領水の起算点としては，海岸線における場合の外，所謂，内水に接触する領水の起算点を何処におくかという問題がある。これは，一般には内水の外縁とされており，ソヴェト国際法学においても，これを支持している。しかし，内水の外縁を定める方法には，種々のものがあつて，国際法上確立された規準が存在せずこれ又，論争の多い問題となつている。これについては項を改めて述べることとしよう。

4　内　湾

内湾における沿岸国の領域を定める問題も，領水の巾と同じく，国際法上統一された規準はなく，世界各国の慣行や，多くの国際法学者の見解も様々なものがある。これらの中，今日最も有力な見解は，所謂，10マイル原則であるが，これは，沿岸が一国のみに所属する湾の領水帯は，湾口を通る直線から測定されねばならず，もしも，湾口が10マイルを超えるときは，その線が10マイルを超えないもつとも入口に近い部分で引かれねばならないとするものである。だが，この10マイル原則は1930年のハーグ国際法編纂会議に於て一般に承認をうることができなかつたのみならず，1951年のイギリスノールウェ紛争に関する国際司法裁判所の判決も，同じく10マイル原則を国際法の規範とは認めていない。この他にも，湾の水域における領水の起算すべき線として，12マイル，20マイル線等とする見解もあつて，国際法の一般的基範は存在しない。又，沿岸国が著しく広い湾を自国の歴史的湾として宣言する国際慣行は少なからず存在するが，多くの国際法学者等の見解も，その特殊な地理的形態，その湾に対する沿岸国の伝統的利用及び国防上の必要によつてこれを歴史的湾として宣言することは正当なものとみなしている。

この問題におけるソヴェト国際法学の見解は，充分に知り得ることはできぬが，我々の手元にある国際法の教科書には，内水と認められる湾は，1．湾口がその国の領水の巾の2倍の巾を超えないもの，2．この巾を超える湾口のものであつても，その国の歴史的伝統に基き，経済上，軍事上，必要と認められるものとしている。[21] これらの主張は，これを国際法の一般的規範として述べているのか，或は，自国の慣行を示めしたものか必ずしも明らかでないが，上述の領水に関するソヴェト国際法学の見地からみて，むしろ後者の意義をもつものと考えられる。

これにつけ加えると，ソヴェト国際法学では，ソヴェト連邦の歴史的湾としてペートル大帝湾をあげてお

り，内水としてはリジスキー湾，アゾフス海，白海，をあげている。[22] 又，ソヴェト国際法学者等の多くのものは，ソヴェト連邦の湾形をなす北方海域（Карское море, Море лаптевых, Восточно-сибирское море, Чукотское море）をソヴェトの内水とみなしており，その論拠としては，此等海域は歴史的に長期に亘るロシヤの航海者等の努力によつて開拓されたものであり，且，ソヴェト連邦の国防，経済上，重要な役割をもつていることをあげている。

II ソヴェト連邦の法令，国際条約に基くソヴェト領水制度

1 ソヴェト領水を示す術語

ソヴェト領水を示す術語は，今日では，ほゞ領水（территориальные воды）に統一されているが，ソヴェト連邦の創設以来，若干の期間中には，この外の術語も使用されていた。これらの術語が使用されている法令で，今日，効力をもつているものもある。

例えば，沿岸水（прибрежные воды），沿岸水域（прибрежная полоса вод），領水域（территориальная полоса вод）という術語があるが，これらは，「ＰＣＦＣＰ漁業管理機構に関する法令」（1922年９月25日）同法令に附属する，「全国家的意義の漁区一覧表」（1923年２月16日）中に用いられている。その他，海上国境帯（морская пограничная полоса）（例えば1923年９月７日付のソヴェト連邦国境警備条令），及び海域（морская полоса）（例えば1927年６月15日，ソヴェト連邦国境警備条令）がある。

併しながら，ソヴェト連邦の法慣習において，最も広く使用されているのは「領水」という術語であつてＡ・Ｈ・ニコラエフによれば，ソヴェト領水問題に直接関係している標準的な法令22の中，８のものにこれが使はれており，ソヴェト連邦の国際条約でも，領水という語を使つているものは，35にのぼることが示されている。[24]

序に付け加えると，1930年，及び1952年の国際法委員会で問題となつた「領海」（территориальное море, territorial sea）という術語は，ソヴェト連邦の法令，及び国際条約等には全く使用されていない。[25]

2 ソヴェト領水規定

ソヴェト国際法学の領水に対する支配的な見解は，(1) 領水は沿岸国の領域の一部であり，従つて，その国の主権の下に従属する。(2) 領水の巾，及び，その測定方法は，国際的海上航行の諸利益と，沿岸国の経済的，国防的必要を考慮して，沿岸国自身が決定すべきである。とするものであつたが，ソヴェト連邦の諸法令，諸条約等に示されるソヴェト国家の根本的な見地も，これと完全に一致しているものと考えられる。

ソヴェト諸法令によつて規定されたソヴェト領水は，周知のように，距岸12マイルとされ，且，此の範囲内の水域は，ソヴェト連邦の国家領域の一部分であり，従つて，ソヴェト政権の排他的な権限＝主権に従属するものとされている。

ソヴェト領水の根本的性格，即ち，国家領域の一部分であるとする規定を与えたものとして，先づ第一に掲げられる法令は，ソヴェト憲法である。この第６条は次のように述べている。「土地，その地下，諸水面…は国家的所有物，即ち，全国民的財産である」。[26] この条文に示された「諸水面」には，12マイル海域はソヴェト連邦の漁業水面に入ることを規定した後掲の「漁業調整，並に魚類資源保護に関する人民委員会令」からも明らかなように，当然，ソヴェト領水も含まれていると考えられる。この領水12マイル海域が国家的所有物，乃至は，全国民的財産と規定される限り，ソヴェト領水は，ソヴェト連邦の国家領域の一部分としての地位を与えられたものと理解される。

いうまでもなく，ソヴェト憲法に示された国家的所有物，或は，全国民的財産とは，社会主義経済の物質的基礎をなすものとして，社会主義的所有の性格を示したものであるが，この点を考慮するならば，ソヴェト領水は，社会主義的，全国民的財産となるのであつて，これは，資本主義諸国の領水との本質的な差異を示すものということができよう。

次に掲げられる法令は，ソヴェト領水の12マイル海域を確定し，且，この水域内におけるソヴェト政権の

排他的な権限を規定した，ソヴェト連邦国境警備条令（1927年6月15日）である。この法令はソヴェト連邦の国境を確定した基本的法令であるが，この条令中の国境地帯を定めた9条3項には，海上国境地帯として「ソヴェト連邦の国際条約によつて規定される以外は，海上国境沿に，大陸，或は，島嶼の最大干潮線から12マイルに定められた海域」[27]が規定されている。この12マイルに定められた海域こそは，領水という表現はないがで正にソヴェト領水を意味するものであつて，このことは，12マイル海域がソヴェト諸機関の独占的な管理下におかれることを定めた同条例の以下の規定からも明らかである。

即ち，この水域内の管理は，合同国家政治管理局（Объединенное Государственное Политическое Уплавление）の国境警備隊に委ねられており，その領域内の任務としては，

1) 国境侵犯の防衛とその侵犯者の取締
2) 特に国境の政治的国境警備* と密輸入の取締
3) 国境住民の武力攻撃からの保護
4) 海域（上述の12マイル海域）内の水産資源の掠奪からの保護

があげられている。（同条令6条）[28]

かくして国境警備隊は，12マイル海域中にある，あらる船舶に対して停止を命じ，且，臨検することができ，臨検を受ける船長は，国境警備隊に対し，船舶，積荷についての関係文書を提示することが義務づけられている（25条）。[29] そして，斯様な臨検に際し，臨検を受けた船舶が，

1) 船舶と積荷に関する最も適当な文書を提示しないとき
2) 貨物の積載，陸揚，或は乗客の乗船，下船についての然るべき許可を受けることなく，領水内の指示されぬ地点で，これらの行為を行うとき
3) 領海内の禁止区域で船舶が魚類，海獣の捕獲，或は，他の海産物の採捕に従事するとき，仮え許可区域内であつても，それについて必要な文書を所持せずに，或は不法な手段によつて漁獲に従事するとき

は，これらの船舶は国境警備隊によつて拘留される**。（26条）[30]

この外，ソヴェト領水を規定した法令には，前掲の「漁業調整，並に魚類資源保護に関するソヴェト連邦人民委員会令」（1935年9月25日）及び，「ソヴェト航空法典」（1935年8月7日）があるが，前者には，「ソヴェト内海水域と12マイルの巾をもつ沿岸海域は，海洋漁業用池の構成中に入る」（2条）ことが述べられており，後者には，ソヴェト領水上の空域に対するソヴェト主権の行使が規定されている（1条）[32]。又，これらに加えて，ソヴェト領水に関係する法令をあげることができるが，以上の法令によつて，ソヴェト連邦の沿岸12マイル海域は，ソヴェト領水として，即ち，ソヴェト連邦の国家領域の一部分として確定されたものであると考えられる。

---

* こゝに述べられた政治的国境警備とは，ソヴェト連邦の領域内への文書，武器等の非合法な搬入，或は反革命の犯罪を遂行する為の越境に対する取締を意味している。（同条令6条の注釈）

**ソヴェト領水内の漁業規則侵犯者に対する処置には，行政的処置と刑事的処置がある。

行政処置は，ソヴェト連邦食糧品省の機構中にある国家漁業監督局（Государственный Рыболовный Налзор）によつて行使される。この国家漁業監督局は，漁業管理職務規則（1938年4月15日）によつて職務を遂行しているが，その主要な任務は，ソヴェト漁業水域（12マイル海域）の漁業規則と水産資源保護規則違反の取締を行うことである。

監督局は，これら規則の侵犯者に対し，漁獲物，漁具を差押える権限をもつており，差押えた漁具は判決迄保管するが，漁獲物は，水産工場，或は商業機関に，定められた価格で引渡すことになつている。地区の監督局長と主任監督官は侵犯者に対し，300ルーブル迄の罰金，同じく監督官は100ルーブル迄の罰金を科することができる。

又，これら漁業規則の侵犯者は，監督局の裁量によつて，裁判所の審理に委ねられるが，裁判所は，侵犯者に対し，PCΦCP刑法86条に基いて，自由の剝奪，一年以内の矯正労働，或は漁獲物の没収と500ルーブルの罰金，船体，漁具の没収等の処罰を行い得るものとなつている。[31]

ソヴェト領水の12マイル海域は，革命前の帝政ロシヤにおいて既に採用されていたものであるが，これを大十月社会主義革命によつて政権を得たソヴェト連邦が，そのまゝ継承したのである。

革命前の帝制ロシヤ法令で，この12マイル海域を定めた法令としては，次の2つのものがあげられる。

1) 国境警備独立兵団に関する規則（1909年10月10日）（Правилах об отдельном корпусе пограничной страж 10 декабря 1909.）

2) プリアムール総督府管内の海洋漁業規則（Закон об установлении правил о морском рыбном промысле в Приамурском генерал-губернаторстве 29 мая 1911）

前者の国境警備独立兵団に関する規則には，「ロシヤ国の大陸，島嶼における最大干潮線から12海里の水面領域は海上関税帯と認定する。これらの領域内では総てのロシヤ，及び外国の船舶は，国境警備隊が委任されたロシヤ当局側からの監視の下に入る」（5項）[33]と述べられており，これによつて12マイル海域は海上関税帯として規定されている。又後者の法令には，「本規則の効力は，特別な国際的決定，或は協定によつて沿岸海域の巾が定められていないところでは，最大干潮線，或は沿岸の定着氷縁から測定して，3地理マイル——12.02マイル——20.87露里の巾をもつ海域にわたる」（総則1項）[34]と述べられている。

このように，ロシヤにおいて決定された12マイル海域が，海上関税帯と，漁業区域のみであるということ或は，その呼称が水面領域（пространство воды）乃至は沿岸海域（прибрежная полоса моря）であることから，ロシヤでは，単に，これら2種類の特別区域が設定されたに過ぎず，国家領域としての領水は無かつたかのようにみられる。だが，当時の社会経済的諸条件の下に於ける海洋利用の状態を考慮するならば上述の如く定められた12マイル海域は，実質的にロシヤの国家領域の一部分として，即ち領水として理解されるのではないかと考えられる。

1917年に創設されたソヴェト政権が，最初に12マイル海域について述べた法令としてあげられるものには「北氷洋，白海における漁猟場保護令」(1921年5月24日）があるが，この当時の領水問題に関係する法令には12マイル海域が規定されていないものもある。例えば，「航空法典」(1921年1月17日）には，ロシヤ共和国の領水上空の主権が述べられているが，これには，ソヴェト領水として12マイル海域が規定されていない。[35] これらのことから，当時のソヴェト政権が，領水として12マイル海域を定めていなかつたということはできない。何故ならば，当時，12マイル海域が領水として規定されていなかつたとしても，ソヴェト政権が，帝政ロシヤの合法的後継者として，ロシヤ全領土を引継いだ限りにおいて，その領水，即ち12マイル海域も，そのまゝソヴェト政権によつて引継がれたのとも理解されるからである。かくして，ソヴェトの領水12マイル海域は帝政ロシヤ慣行を継承したものであつたが，この場合，その法律の内容，性格は，上述の如く，本質的に改変されたことは云うまでもない。その改変によつて，幾多の不明確な領水規定が一掃され，社会の発展段階に応じた領水規定が作成されたのである。

ソヴェト国際法学は，領水を沿岸国の領域とみなし，沿岸国の領水に対する主権を厳格に擁護することを要請しているが，この際，同時に，国際的相互扶助と国際協力の観点から，これらの主権を制限することも充分可能であるものとみなし，これらの制限は，広く承認された国際慣行，或は国際条約によつて行はれるものとしている。ソヴェト法令にも，この考え方が支持されており，例えば，ソヴェト領水を規定した基本的法令として前に掲げた国境警備隊条令（1927 6月15日）には，領水としての12マイル海域は，国際条約によつて他の巾が制定された場合は適用されないことが示されている。従つて，領水問題に関係する国際条約の点検は，そのまゝソヴェトの領水12マイル海域の例外を認識することになる。今日，12マイル以外の巾を定めた国際条約としては次の2つのものがある。

1) ソヴェト連邦，フインランド平和条約（1940年3月12日）に基く，両国間の国境記載の議定書（1940年4月29日）

2) ソヴェト連邦，大英帝国の暫定漁業条約（1930年5月22日）

前者の国境記載の議定書によれば，フインランド湾のシルサアル島以北のソヴェト領水の境界線は，同島以北え向う船舶航行の自由を保障する意味から距岸2マイルとされている。[35]

又，後者のソヴェト，イギリスの暫定漁業条約は，ソヴェト連邦の北方海域におけるソヴェト領水内で，イギリス漁船が操業しうることをとりきめたものであるが，これは，「ソヴェト社会主義共和連邦と，大英帝国及び北アイルランド政府は，ソヴェト連邦領土の北岸に接する海域に於ける漁業調整を目的とする公式の協定が可急的に締結されることを相互に期待して」(前文)[36]締結された暫定協定であつた。

この協定の主要な内容は，「ソヴェト連邦政府は，イギリスの港に登録された漁船に対し，東径32度〜48度線間の海域におけるソヴェト連邦の北部沿岸と，それに近接する諸島の最大干潮線から3マイル〜12マイル間の海域，並に，白海においては，北緯68度以北の距岸3マイル外における操業を認めた「(協定1条)[37]ものである。

この英ソ暫定漁業協定によつて，ソヴェト連邦は，イギリス漁船に対し，自国の領水内（距岸3マイル〜12マイル）の操業を与えたのであるが，これは，ソヴェト連邦の自発的承諾の下に締結された国際条約であること，並に，「本協定に規定された如何なる条項も，両締結国政府の領水範囲に関する国際法上の見解を侵害するものでないとみなされる」(協定2条)[38]と規定されていることを考慮すれば，これによつてソヴェト連邦政府が，自国の領水12マイルの主張をまげたものとみることは不可能であり，一般原則は12マイルとしつゝ，これを例外規定として認めたものと考えられる。尚，この協定には，湾について10マイル原則が採用されており，このことによつて，ソヴェト連邦がこれを国際法の一般的規範として認めたものであると解釈することも，協定2条の規定から不可能である。

3　ソヴェト領水の測定方法

この問題に関するソヴェト国際法学の見解は，既に述べたところであるが，それによれば，一般的には最大干潮線から測定することを支持しつゝ，特に，海岸線の形状から他の方法も採用しうるものとしており，これらの決定は沿岸国自身によつて行わるべきであるとするものであつた。

ソヴェト法令に定められた領水の測定方法は，一般には，前掲国境警備隊条令（1927年6月15日）によつて規定された海岸，或は島嶼の最大干潮線から測定する方法があげられるが，既に効力を失つた法令，や条約にはこれと異つた方法も採用されており，上述のソヴェト国際法学の観点からみて，これらの方法は，必要に応じて，ソヴェト法令，条約等に採用される可能性があるものと考えられる。

その一としてあげられるものは，ロシヤソヴェト連邦社会主義共和国とフインランド間の平和条約に規定されたものであるが，この条約には，「フインランド湾に於ける条約締結両国の領水の広さは，沿岸から，しかし，暗礁のあるところでは，最も遠隔の水面上に聳える島，岩礁から測定して4マイルに制定される」（同条約3条）と述べられている。この方法は，又，フインランド湾におけるソヴェト連邦並にロシヤ共和国（PCΦCP）諸機関の管轄水域に関する法令（1930年8月3日）にも採用されている。(同法令1条2条)

この他には，前掲の帝政ロシヤに於て採用された定着氷の縁から測定する方法もある。

加うるに，これの方法の中，前者のものは，ノールウェー等のスカンジナビヤ諸国において採用されているものであるし，この方法はイギリス――ノールウェ紛争に関する国際司法裁判所の判決においても支持されているものであることを考慮すると[39]，此の方法を，ソヴェト連邦がフインランド湾等の如き場所において採用することは，法的にも歴史的にも全く合理性をもつものと考えられる。

む　す　び

以上述べたところを要約し，且，これに若干の考察をつけ加えよう。

(1) ソヴェト国際法学は，領水を，沿岸国の国家領域とし，従つて，その国の主権に従属するものとみなしている。このことから，ソヴェト国際法学は，領水規定は云うまでもなく，領水の範囲，及び測定方法も沿岸国自身によつて決定すべきであつて，その際，沿岸国は，自国の国民経済，軍事上の諸利益を考慮し

なければならない。但し，国際的相互扶助，国際的協力関係の発展の為に必要とされる場合には，領水の範囲，測定方法等は国際条約によつても判定されるものとしている。

(2) 上述のソヴェト国際法学の領水に関する観点と完全に一致するソヴェト法令は，ソヴェト領水を国家的所有物，即ち，全人民的財産とみなしており，その範囲は，ソヴェト連邦の国際条約による規定の存在する場合を除き，最大干潮線から12マイルに亘る海域としている。

ソヴェト領水問題で，特に問題とされたことは，周知の如く，領水を12マイルに亘る海域としていた点である。しかし，この点に関しては，元々，国際法上の統一的な原則が，例えば3マイル主義等が存在していたわけでなかつたことを想起すると，これを直ちに不当な主張として退けることはできないであろう。寧ろこのような歴史的事実をもとにすれば，国際的航海の自由に支障をきたさぬ限りにおいて，領水の範囲の決定は各国の権限に属しているという解釈も可能であろう。しかし，この点は一応措いて，3マイル主義が妥当な原則として存在していたものであると仮定してみても，3マイル主義の根底をなすものが，18世紀初頭ビンケルシエックによつて説かれた着弾距離説であつたとするならば，大砲，或はその他兵器が進歩した現代では，領水の巾も，当然それに応じて拡大しなければならないことはいう迄もない。[40]

そもそも，領水の巾は何マイルにすべしといつてみても，その距離自体には理論的根拠があるようには考えられず，各国の主張は，たゞ，各国の海洋利用の程度に応じて，自国に最も好都合な範囲を主張するに過ぎないように考えられる。それ故，領水の範囲に関する問題は，単純に何マイルが至当であるかという議論によつてではなく，先づ「いかなる目的が自国の領海を拡大せしめようとするのか，いかなる要素が他国の領海の拡大を阻止しようとするのか」[41] という問題の検討が必要となるのである。

勿論，この問題も極めて複雑な内容を含んでいるが，次に述べるような対立する事情は，この間に対する一の解答として指摘することができよう。

今日，より狭い領水範囲を主張する諸国は，海洋利用の点では先進国であり，同時に高度に発展した漁業をもつている。従つて，これらの国々によつて行はれる漁業は，広く公海全域を可能な操業区域としているが，結局のところ，主要な漁場としている海域は，他国の沿岸近くである。こういつた事情が，これらの国々をして，より狭い領水を主張させることになるだろう。一方，これに反し，領水の範囲を拡大しようとする諸国は，近海にある豊度の高い漁場をみすみす他国の漁船にゆだねることを快しとしないであろうし，それ故，自国漁業の為の漁場確保の手段を講ずることも自然な行動といゝえよう。

何れにしろ，12マイルの是非をこゝで述べることはできないが，領水に関し，最も重要な利害と関心をもつものは沿岸国であることを考慮に入れるならば，沿岸国自身の主張が著しく公海自由の原則を侵すものでない限り，それは尊重さるべきものと考えられる。

前に，ソヴェト領水12マイルの例外規定として，ソヴェト領水内の距岸3マイル〜12マイル間の海域に於ける英国漁船の操業を認めた英ソ漁業協定について述べたが，これに関連する問題として，北海道北部の漁業者によつて強く要望されている北洋近海安全操業問題について一言しておこう。

1957年6月3日，日本政府は，駐ソ門脇大使を通じソ連政府に対して，「北洋における小規模近海漁業およびコンブ採取の自由とハボマイ，シコタン，クナシリ，エトロフ諸島，千島列島周辺水域の漁業基地設定を認めるように」要望した。[42] この要請の内容は，

(1) 北緯48度以南のハボマイ諸島，シコタン島，千島列島，及び南樺太の距岸3〜12マイル間のソヴェト領水内で，日本漁業者が，実際的な話合で操業すること。

(2) 漁業は零細漁民によるものとすること。

(3) 日ソ双方の領海に対する立場を留保すること。

を骨子とするものであつた。[43]

かゝる要請は，前述の英ソ暫定漁業協約の前例からみても，充分，受諾される可能性のあるものであつたが，はたして，ソ連邦政府は，同年8月16日，「日本政府の要請を考慮し，かつ日ソ間の善隣友好関係を発

展させることの利益にかんがみ，日本側の覚書にあげられた若干の水域のソ連領域における漁業及び海産物採取問題について日本側と交渉に入る用意がある」[44] 旨を回答してきた。しかるに，翌年2月5日に至り，イシコフ・ゴスプラン漁業部長より在ソ門脇大使に対し，「昨年6月，日本政府は，ソ連政府に対し千島列島近くのソ連領海における日本人の漁獲水産物採捕問題を申入れた。ソ連政府においては日本政府が日ソ外交関係上の諸問題を解決する措置とくに平和条約の締結措置をとるものと考え，千島列島付近の領海の一定区域における日本人漁業につき日本政府と交渉に入る用意があることを表明した。しかるに日本政府は日ソ共同宣言の署名より相当の時日を経過せるにもかゝわらず，いまなを平和条約を締結する用意を表明しない。右にかんがみソ連政府は本件漁業問題を審議する条件がまだ熟していないと認める」旨の回答があり，2月7日，フェドレンコ外務次官は駐ソ門脇大使に対し，このイシコフ回答をソ連政府の意向として確認した。[45] これ以後，この種の要請は，漁業関係者からも屢々，ソヴェト当局に出されているが，何れも平和条約を締結することが先決であるとし退けられている。

このソヴェト政府の態度に対し，「ソ連は常に平和条約を持出すだけだが，このような人道的問題を政治的な取引につかつていることは遺憾なことだ」*「日本の零細漁民の深刻な生活問題を平和条約という政治問題に結びつけることは人道上の問題だ」** といつた批判が日本外務当局者の意見として出されている。だがソヴェト領水内で日本漁業者が操業することを求めた要請が受容れられなかつたからといつて，ソヴェト政府のとつた措置が人道上の問題として非難さるべき筋合のものかどうか，極めて疑問の点が多い。

このような批判に対し，ソヴェト側は，「北海道沿岸海域に於ける日本の漁業問題が，ソヴェト領水内の日本漁業の問題に対し，何等の関係をもつていないことは誰にも理解される。ソヴェト当局は，北海道沿岸海域における日本の漁業問題に対し，妨害していないし，妨害するつもりもない。同時にソヴェト当局は，日本船舶によるソヴェト領水の侵犯と，これら水域内の彼等による不法な漁獲を許すことはできない」***「零細漁民の深刻な生活は日本の国内問題である」** と反駁している。

云うまでもなく，この問題には，平和条約の締結，これに関連して南千島の領土帰属問題が絡んでいるがこゝでは，それらについて，直接関係がないので触れないことゝする。たゞこゝでは，平和条約の締結と，所謂，安全操業問題が，ソヴェト連邦の立場では，どのように関係した問題であるか，これについて述べることゝしよう。

前にも触れたことだが，ソヴェト連邦の領水は，ソヴェト連邦の国家領域として12マイル海域が定められており，同時に，この規定には，国際条約によつて定められる場合は，例外として，その規定によることが附加されている。この点からいつても，ソヴェト領水内で，日本漁業者が操業することは，この種の条約が締結される限り可能なことであり，且，英ソ暫定漁業条約の先例からしても不可能なことゝは考えられないのである。しかし，この問題は，結局のところ，領水に対するソヴェト主権を部分的にせよ制限することであり，このことをソヴェト政府が認める場合は，既述のように，ことことが国際的友好，善隣関係の発展に貢献する国際協力とみなされねばならない。

所が，今日の日ソ間の国交は，1956年10月19日の両国の共同宣言によつて一応回復したことにはなつているが，領土問題，その他の政治的配慮によつて，平和条約は締結しておらず，このことは，日ソ間の完全な友好条約が確立されていないことを示している。それ故，ソヴェト政府は上述の見地に従つて，先づ平和条約の締結を強調するものと考えられる。

「安全操業」，といえば，確に人道的な印象を与えるけれども，もとをたゞせば，北海道の漁業者が経済的に困窮しており，その打開策としてソヴェト領水内での彼等の操業を認めよということに外ならない。こ

*外務省，欧亜局長金山政英氏の発言，北海道新聞（1959）7月15日号
**駐ソ門脇大使の発言，水産週報（1958）2月15日号
***Правда (23 марта 1958)

れらの要求は，北海道北東部の漁民にとつては，死活問題に連るものであることは想像に難くないが，彼等の生活が，他国の領水内で操業を望む程困窮しているとすれば，それは，正に，日本国内の政治経済上の問題であつて，敢て人道問題だとして他国を非難する根拠は全く見当らないのである。

附録1 領海問題に関係するソヴェト法令

1 おっとせい，らっこ捕獲制限に関するソヴェト連邦人民委員会令 1929年2月2日
(Постановление СНК СССР об ограничении промысла морских котиков и морских бобров, 2 февраля 1926 г.)

2 ソヴェト連邦の港における港税と提供されたサービス料に関する規則 1926年2月19日
(Положение о портовых сборах и плате за услуги, оказываемые в портах Союза ССР 19 февраля 1926 г.)

3 北氷洋に配置された土地，島嶼に対するソヴェト連邦の領土宣言に関するソヴェト連邦中央執行委員会幹部会令 1929年4月15日
(Постановление Президиума ЦИК СССР об об'явлении территорией Союза ССР земель и островов, расположенных в Северном Ледовитом океане, 15 апреля 1926 г.)

4 ロシヤソヴェト連邦社会主義共和国刑法法典（75条2項，3項，4項，86条等）
(уголовный кодекс РСФСР ст. 75^2, 75^3, 75^4, 86 и др.)

5 ソヴェト連邦港湾に碇泊する外国船（軍事船舶は除く）船員の上陸，滞在許可規則 1926年11月23日
(Правила схода на берег и допущения к пребыванию на берегу лиц судового экипажа иностранных судов кроме военных во время стоянки их в порту Союза ССР, 23 ноября 1926 г.)

6 ソヴェト連邦国境警備条令 1927年6月15日
(Положение об охране государственных границ Союза ССР, 15 июня 1927 г.)

7 ソヴェト諸港に出入する軍艦，それに準ずる船舶の衛生規定に関するソヴェト連邦人民委員会令 1927年12月28日（1932年2月28日改正）
(Постановление СНК СССР от 28 декабря 1927 г. с изменениями от 28 февраля 1932 г. о санитарном режиме военных и приравненных к ним судов, заходящих в порты СССР и выходящих из них)

8 ソヴェト連邦水域における外国船舶の無線通信使用に関するソヴェト連邦中央執行委員会，人民委員会令 1928年7月24日
(Постановление ЦИК и СНК СССР о пользовании радиоустановками иностранными судами во время нахождения их в водах Союза ССР, 24 июля 1928 г.)

9 ソヴェト連邦関税法典 1928年12月19日
(Таможенный кодекс СССР, 19 декабря 1928 г.)

10 ソヴェト連邦水域における外国船舶の無線通信使用に関するソヴェト人民委員会令の適用に関する指令 1929年2月14日
(Инструкция по применинию Постановления СНК СССР 24 июля 1928 г. о пользовании радиоустановками иностранными судами во время нахождения их в водах СССР, 14 февраля 1929 г.)

11 ソヴェト連邦通商航海法典 1929年6月14日
(Кодекс торгового мореплавания Союза ССР, 14 июня 1929 г.)

12 ソヴェト連邦水域に来航する外国軍艦の暫定規則 1931年3月28日

(Временные правила для иностранных военных кораблей, посещающих воды СССР, 28 марта 1931 г.)

13 ソヴェト連邦海港港長の権利，義務に関する条例 1931年4月10日

(Положение о правах и обязанностях начальников морских портов Союза ССР, 10 апреля 1931 г.)

14 ソヴェト連邦に接続する海域の水路測量，観測の実施に関する回状 1932年3月16日

(О производстве описных гидрографических и гидрологических работ на морях, прилегающих к Союзу ССР, 16 марта 1932 г.)

15 ソヴェト連邦航空法典 1935年8月7日

(Воздушный кодекс Союза ССР, 7 августа 1935 г.)

16 漁業調整と魚類資源保護に関するソヴェト連邦人民委員会令 1935年9月25日

(Постановление СНК СССР о регулировании рыболовства и охране рыбных запасов, 25 сентября 1935 г.)

17 航路制限区域内への船舶の立入規則 1936年

(Правила для входа судов в районы с ограничением свободного пути следования, 1936 г.)

18 ソヴェト連邦憲法 1936年12月5日

(Конституция СССР, 5 декабря 1936 г.)

19 漁業監視監督部規則 1938年4月15日

(устав инспекции рыболовного надзора, 15 апреля 1938 г.)

20 外国航路のソヴェト船舶と外国商船の送迎，並に，対外通商貿易の積荷の積載陸揚に関する規則 1938年7月9日

(Правила приема и отпуска советских судов морского торговрго флота заграничного плавания и иностранных торговых судов, а также погрузки и выгрузки грузов внешнеторгового оборота, 9 июля 1938 г.)

21 海難審査規準規則 1940年4月15日

(Положение о порядке расследования морских аварий, 15 апреля 1940 г.)

22 ソヴェト連邦国境衛生保護規則 1940年8月20日

(Правила по санитарной охране границ СССР, 20 августа 1940 г.)

23 ソヴェト連邦の海港における港湾管理規則 1941年8月4日

(Положение о портовом надзоре в морских портах ССРС, 4 августа 1941 г.)

24 ソヴェト連邦の海洋通商港における水先案内料徴収規則 1944年9月14日

(Правила взимания лоцманского сбора в морских торговых портах Союза ССР, 14 сентября 1944 г.)

25 砕氷船に誘導され氷海を通航する船舶の為の規則 1944年9月14日

(Правила для судов, проводимых ледоколами через лед, 14 сентября 1944 г.)

附録2 領水問題に関するソヴェト国際条約

A 領水に直接関係するもの

1 ソヴェト連邦とノールウェー間の通商航海条約 1925年12月15日

(Договор между СССР и Норвегией о торговле и мореплавании от 15 декабря 1925 г.)

2 ソヴェト連邦と大英帝国間の暫定漁業協定 1930年5月22日

(Временное соглашение о рыболовстве между СССР и Великобританией от 22 мая 1930 г.)

3 ソヴェト連邦と大英帝国間の暫定通商協定 1934年2月16日
(Временное торговое соглашение между СССР и Великобританией от 16 февраля 1934 г.)
4 ソヴェト連邦とベルギー——ルクセンブルグ経済同盟間の暫定通商協定 1935年9月5日
(Временная торговая конвенция СССР с Бельгийско - Люксембургским экономическим союзом от 5 сентября 1935 г.)
5 ソヴェト連邦とイランとの通商航海条約 1940年8月25日
(Договор междуСССР и Ираном о торговле и мореплавании от 25 августа 1940 г.)
6 ソヴェト連邦とフインランド間の国境記載の議定書 (1940年3月12日付の平和条約を根拠として) 1940年4月29日
(Протокол описание государственной границы между СССР и Финляндией (на основание Мирного договора от 12 марта 1940 г.) от 29 апреля 1940)
7 ソヴェト連邦とフインランドとのアランド諸島に関する協定 1940年10月11日
(Соглашение между СССР и Финляндией об Аландских островах от 11 октября 1940 г.)
8 ソヴェト連邦とポーランド共和国との通商航海条約 1945年7月7日
(Торговый договор между СССР и Польской Республикой от 7 июля 1945 г.)
9 ソヴェト連邦とフインランド共和国との通商条約 1947年12月1日
(Торговый договор между СССР и Финляндской Республикой от 1 декабря 1947 г.)
10 ソヴェト連邦とイタリヤ共和国との通商航海条約 1948年12月11日
(Договор о торговле и мореплавании между СССР и Итальянской Республикой от 11 декабря 1948 г.)

B 多数国条約

11 国際無線電信ケーブル保護に関するパリー協定 1884年3月14日 (ソ連邦は1926年8月19日認証)
(Парижская конвенция по охране международных телеграфных кабелей от 14 марта 1884 г. (Подтверждена СССР 2 февраля 1926 г.)
12 国際衛生協定 1926年6月2日
(Международная санитарная конвенция от 2 июня 1926 г.)
13 スピツベルゲンに関するパリー条約 1920年6月2日
(Парижский Договор о Шпицбергене от 9 феврадя 1920 г.)

C 領水について直接触れていないが，領水に関係するもの

14 ロシヤ共和国とイラン間の条約 1921年2月26日
(Договор между РСФСР и Ираном (Персией) от 26 февраля 1921 г.)
15 国境水域に於ける主要水路維持と漁業生産についてのロシヤ，フインランドの協定 1922年10月28日
(Соглашение о поддержании главного фарватера и о производстве рыбной ловли в пограничных водных системах России и Финляндии от 28 октября 1922 г.)
16 ロシヤ領土からフインランド領土に達する水域間の木材浮送についての協定 1922年10月28日
(Конвенция между РСФСР и Финляндией о сплаве лесных материалов по водным системам, простирающимся от территории России на территорию финляндии и наоборот от 28 октября 1922 г.)
17 領事に関するソヴェト連邦とポーランド間の協定 1924年7月18日
(Консульская конвенция Между Союзом СССР и Польшей от 18 июля 1924 г.)
18 アルコール商品密輸取締協定 1925年8月19日 (多数国条約)

(Конвенция о пресечении контрабанды алкогольных товаров (многосторонняя) от 19 августа 1925 г.)

19 海上人命救助協定 1929年5月31日（多数国条約）

(Конвенция по охранв человеческой жизни на море (многосторонняя) от 31 мая 1929 г.)

20 衛生特許廃止協定 1934年12月22日

(Соглашение об отмене санитарных ратентов (многостороннее) от 22 декабря 1934 г.)

21 ソヴェト連邦とトルコ共和国間の条約 1937年10月8日

(Договор между СССР и Турецкой Респуоликой от 8 октября 1937 г.)

22 ソヴェト連邦とフインランド間の平和条約 1940年3月12日

(Мирный договор между СССР и Финляндией от 12 марта 1940 г.)

23 ソヴェト連邦とユーゴスラビヤ間の通商航海条約 1940年5月11日

(Договор между СССР и Югославией о торговле и мореплавании от 11 мая 1940 г.)

24 フインランドとの平和条約 1947年2月10日

(Мирный договор с Финляндией от 10 февраля 1947 г.)

25 ソヴェト連邦とルーマニヤ間の通商航海条約 1947年2月20日

(Договор о торговле и мореплавании между СССР и Румынией от 20 февраля 1947 г.)

26 ソヴェト連邦とハンガリヤ間の通商航海条約 1947年7月15日

(Договор о торговле и мореплавании между СССР и Венгрией от 15 июля 1947 г.)

27 チエッコスラバキとの通商航海条約 1947年12月11日

(Договор о торговле и судоходстве с Чехословакией от 11 декабря 1947 г.)

28 ソヴェト連邦とベルギー——ルクセンブルグ経済同盟との通商協定 1948年2月18日

(Торговое соглашение между СССР и Бельгийско-Дюксембургским Союзом от 18 февраля 1948 г.)

29 ソヴェト連邦とブルガリヤ間の通商航海条約 1948年4月1日

(Договор о торговле и мореплавании между СССР и Болгарией от 1 апреля 1948 г.)

30 ソヴェト連邦とフインランド間の親善，協力及び相互援助に関する条約 1948年4月6日

(Договор о дружбе, сотрудничестве и взаимной помощи между СССР и Финляндией от 6 апреля 1948 г.)

31 ソヴェト連邦と朝鮮人民民主共和国間の経済文化協力に関する協定 1949年3月17日

(Соглашение об экономическом и культурном сотрудничестве между СССР и Корейской Народно-Демократической Республикой от 17 марта 1949 г.)

32 ソヴェト連邦政府とフランス政府間の通商相互関係並にフランスにおけるソヴェト連邦通商代表部規則についての協定 1951年9月3日

(Соглашение между Правительством Союза ССР и правительством Франции о торговых взаимоотношениях и о статуте Торгового представительства. СССР во Франции от 3 сентября 1951 г.)

引 用 文 献

1) 水産週報社 (1959). 水産年鑑. 〔p. 209〕. 東京；水産週報社.

2) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 258〕. Москва; Госюриздат.

3) 大日本水産会 (1957). 国連国際法委員会報告. 〔p. 10.〕

4) Дурденевский, В. Н. (1951). Международное право. (под редакциой Коровина, Е. А.) 〔стр. 300-301〕. Москва; Госюриздат.

5) Лисовский, В. И. (1955). Международное право. 〔стр. 135〕. КИЕВ; Издателиство киевского государственного университета.

6) Кудрявцев, П. И. (главный редактор) (1956). Юридический словарь. (второе издание). 2, 〔стр. 500〕. Москва; Госюриздат.

7) ———— (1956). Там же. 〔стр. 500〕.

8) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 45〕.

9) ———— (1954). Там же. 〔стр. 45〕 и Кудрявцев, П. И. (1956) Юридический словарь. 2, 〔стр. 500〕.

10) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. стр. 47 и Кудрявцев, П. И. Юридический словарь. 2, 〔стр. 500〕.

11) ———— (1954). Там же. 〔стр. 51〕.

12) Академия наука СССР институт права (1957). Международное Право. 〔стр. 11-13〕. Москва; Госюриздат.

13) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 11〕.

14) ———— (1954). Там же. 〔стр. 79-80〕.

15) Кудрявцев, П. И. (1956). Юридический словарь. 2, 〔стр. 500〕.

16) Николаев, А Н. (1954). Провлема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 86〕.

17) ———— (1954). Там же. 〔стр. 12-13〕 и 〔ст.р 81〕.

18) 水産研究会 (1954). ソ連邦漁業資料Ⅲ. 〔p. 18-19〕.

19) Академия. наука СССР институт права (1957) Международное право. 〔стр. 200〕. и Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 33-35〕.

20) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в международном праве. 〔стр. 207〕.

21) Академия наука СССР институт права (1957). Международное право. 〔стр. 201〕 и Лисовский, В. И. (1955). Международное право. 〔стр. 135〕.

22) ———— (1957). Там же. 〔стр. 202〕.

23) ———— (1957). Там же. 〔стр. 203〕.

24) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в Международном праве. 〔стр. 199-200〕.

25) ———— (1954) Там же. 〔стр. 200-201〕.

26) Конституция СССР (1955). 〔стр. 3〕. Москва; Госюриздат.

27) Моджорян, Л. А. и Собакин, В. К. (1957). Международное право в избранных документах. 1, 〔стр. 232〕, Москва; Издательство ИМО.

28) ———— (1957). Там же. 〔стр. 232〕.

29) Николаев, А. Н. (1954). Проблема территориальных вод в Международном праве. 〔стр. 219〕.

30) ———— (1954). Там же. 〔стр. 219-220〕.

31) ———— (1954). Там же. 〔стр. 210-211〕.

32) ———— (1954). Там же. 〔стр. 204〕.

33) ———— (1954). Там же. 〔стр. 60〕.

34) ———— (1954). Там же. 〔стр. 60-61〕.

35) ――――――― (1954). Там же. 〔стр. 182〕 и 〔стр. 205-206〕.
36) ――――――― (1954). Там же. 〔стр. 189〕.
37) ――――――― (1954). Там же. 〔стр. 189-190〕.
38) ――――――― (1954). Там же. 〔стр. 189〕.
39) Крылов, С. Б. (1958). Международный суд. 〔стр. 110-116〕. Москва;Госюриздат.
40) 小田 滋 (1956). 海洋の国際法構造. 〔p. 23-24〕. 東京; 有信堂.
41) ――― (1956). 同 上 〔p. 34〕.
42) 日ソ協会編 (1956). 平和条約問題参考資料集. 日本とソヴェト45. 付録 〔p. 7〕.
43) 朝日新聞社 (1958). 朝日年鑑. 〔p. 215〕. 東京; 朝日新聞社
44) 日ソ協会編 (1956). 平和条約問題参考資料集, 日本とソヴェト45. 付録 〔p. 7〕.
45) ――― (1956). 同 上 〔p. 8〕.